

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和7年 6月 30日
滋賀県知事	殿	
提出者		
住所 大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号		
氏名 大豊建設株式会社 大阪支店 常務執行役員支店長 浅田 潤一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 06-6105-0160		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	大豊建設株式会社 大阪支店	
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号	
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	06 総合工事業	
②事業の規模	元請完成工事高 57,348万円	
③従業員数	281人(大阪支店管内)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 処理工程図の通り	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙-2 管理体制図の通り	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の分別収集の徹底・ 環境に配慮した設計計画の推進・ 型枠の合理化（転用、鋼製型枠の仕様）・ 型枠の場外加工・ Co, Asガラのリサイクル率100%を目標値設定・ 資材搬入業者と事前協議を行い、過剰包装禁止した計画を立案		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none">・ 混合廃棄物排出量の排出率を50%以下にする・ 設備工事のユニット化・ 簡易梱包化・ タイル等打込によるPC化		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none">・ がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別している・ ダンボール、鉄くずは専ら物として処分している・ 石綿含有廃棄物は確実に分別、保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none">・ 上記に加え、廃プラスチック、石膏ボード、ガラス、陶磁器くずについても分別を実施・ 廃棄物の分別徹底を支店、作業所一体となって推進する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現在予定、計画なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現在予定、計画なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施していない当面予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託契約基準に則り、収集運搬会社、処分会社を選定し書面により委託契約を実施している ・作業所にて契約書類を作成して、支店内の審査後、決裁により契約を締結する		
規則 ・積換、保管は原則許諾しない ・建設廃棄物委託契約時チェックリストに従って確認する ・支店長による承認、承認後契約			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者の定期的現地確認の実施を行う ・可能な限り優良処理業者を優先して選定、委託契約する ・電子マニフェストの全現場導入を予定する ・再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する			
※事務処理欄			

産業廃棄物の種類 現状と計画	汚泥		廃プラスチック		木くず		がれき類		建設混合廃棄物										
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)																	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																			
排出量	4,909.2 t	3,436.4 t	8.8 t	6.1 t	76.1 t	53.3 t	80.2 t	56.1 t	12.3 t	8.6 t									
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
産業廃棄物の分別に関する事項																			
分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組																			
今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組																			
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																			
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																			
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量																			
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																			
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																			
全処理委託量	4,909.2 t	3,436.4 t	8.8 t	6.1 t	76.1 t	53.3 t	80.2 t	56.1 t	12.3 t	8.6 t									
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.2 t	0.2 t	0.0 t	0.0 t									
再生利用業者への処理委託量	4,909.2 t	3,436.4 t	8.8 t	6.1 t	76.1 t	53.3 t	80.2 t	56.1 t	12.3 t	8.6 t									
認定熱回収業者への処理委託量																			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			

産業廃棄物の一連の処理の工程

1. 建設汚泥

汚泥再生処理業者に委託契約→路盤材、埋め戻し材として再資源化

2. がれき類（コンクリート塊、アスコン塊）

がれき類再生処理業者に委託契約→再生砕石、再生砂として再資源化

3. 木くず

再生処理業者に委託→破碎チップ化、堆肥化として再資源化

4. 鉄くず

スクラップ業者に委託、売却等→再生鉄として再資源化

5. 紙くず、段ボール

再生処理業者に委託→再生紙等として再資源化

6. 廃プラスチック

破碎、選別、焼却業者に委託契約→再生原料、他埋立処分

7. 石膏ボード

破碎、選別業者に委託→減容またはセメント原料、土壌改良材として再資源化、他埋立処分

広域認定制度利用→再製品化

8. 混合廃棄物

破碎、選別、焼却業者に委託契約→再生原料、チップ、燃料等に再資源化し、燃えがら等は最終処分

管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属：大阪支店 安全環境部 部長
廃棄物担当	所属：大阪支店 安全環境部 安全環境課 課長
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理委託契約書の審査、契約書類の保管 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○再資源利用、利用促進計画、実施書の作成指導 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理体制

